平成２１年（再ロ）第８３号

大阪市鶴見区横堤１丁目３番13号
再生債務者　伊藤千代子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２号

岐阜県瑞穂市野白新田63番地８
再生債務者　大西　茂已
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月27日
岐阜地方裁判所

平成２１年（再ロ）第３０号

京都市西京区大原野上羽町152番地15
再生債務者　小泉　嘉彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月27日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１１号

秋田県横手市猪岡字水上68番地22
再生債務者　鈴木美奈子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年４月27日　秋田地方裁判所横手支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年六月十一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月九日
掲載頁　一二一頁（号外第一四五号）
（乙）掲載紙　神戸新聞
掲載の日付　平成二十二年二月二十八日
掲載頁　十一頁
平成二十二年五月十一日
横浜市中区海岸通三丁目九番地郵船ビル
（甲）郵船ナブテック株式会社
代表取締役　陶山　和民
神戸市兵庫区西出町二丁目一五番八号
（乙）マルエス潜水工業株式会社
代表取締役　陶山　和民

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年六月三十日であり、両社の総社員の同意は平成二十二年四月二十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年五月十一日
横浜市神奈川区幸ケ谷一二番地の六
（甲）岩崎合名会社
代表社員　岩崎　治一
横浜市神奈川区幸ケ谷一二番地の六
（乙）山二合名会社
清算人　岩崎　恵子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年四月二十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月八日
掲載頁　九十二頁（号外第四十七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月九日
掲載頁　一二一頁（号外第一四五号）
（乙）掲載紙　神戸新聞
掲載の日付　平成二十二年二月二十八日
掲載頁　十一頁
平成二十二年五月十一日
横浜市中区海岸通三丁目九番地郵船ビル
（甲）郵船ナブテック株式会社
代表取締役　陶山　和民
神戸市兵庫区西出町二丁目一五番八号
（乙）マルエス潜水工業株式会社
代表取締役　陶山　和民

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年六月三十日であり、両社の総社員の同意は平成二十二年四月二十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年五月十一日
横浜市神奈川区幸ケ谷一二番地の六
（甲）岩崎合名会社
代表社員　岩崎　治一
横浜市神奈川区幸ケ谷一二番地の六
（乙）山二合名会社
清算人　岩崎　恵子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年四月二十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月八日
掲載頁　九十二頁（号外第四十七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年五月十一日
愛知県弥富市森津九丁目一四番地四
（甲）株式会社森津介護サービス
代表取締役　管田美知恵
愛知県弥富市森津九丁目一四番地八
（乙）有限会社弥富介護サービス
代表取締役　堀越　正一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十二日
掲載頁　一一五頁（号外第八十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十二日
掲載頁　一一四頁（号外第八十七号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十二日
掲載頁　一一四頁（号外第八十七号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十二日
掲載頁　一一四頁（号外第八十七号）
（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十二日
掲載頁　一一四頁（号外第八十七号）
平成二十二年五月十一日
愛知県清須市春日立作五四番地の二
（甲）株式会社エム．エス製作所
代表取締役　迫田　幸博
愛知県清須市春日江先二五番地
（乙）株式会社エムエスアイ
代表取締役　迫田　幸博
愛知県清須市春日立作五四番地の二
（丙）株式会社エムズ
代表取締役　迫田　幸博
愛知県清須市春日江先二番地
（丁）株式会社ＭＳＴ
代表取締役　迫田　幸博
愛知県清須市春日立作五四番地の二
（戊）株式会社ミズ
代表取締役　迫田　幸博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月十二日
掲載頁　一二五頁（号外第七十八号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年五月十一日
京都府宇治市小倉町神楽田五五番地一
（甲）株式会社松原興産
代表取締役　松原　基浩
京都市伏見区竹田中川原町八一番地二
（乙）有限会社大二企画
取締役　松原　基浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.mantenlabo.com/klb/
（乙）http://www.mantenlabo.com/klb/
（丙）http://www.mantenlabo.com/klb/
平成二十二年五月十一日
京都市中京区河原町通三条下ル二丁目東入ル北車屋町二七三番地
（甲）株式会社京都観光ビル
代表取締役　上羽　敏郎
京都市中京区河原町通三条下ル二丁目東入ル北車屋町二七一番地
（乙）株式会社第一観光ビル
代表取締役　上羽　敏郎
京都市中京区河原町通三条下ル三丁目東入ル南車屋町二八八番地
（丙）株式会社京都ロイヤルビル
代表取締役　上羽　敏郎